四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市条例第３４号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和５２年四日市市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第２条関係）

名称	位置
（略）	
四日市市温水プール（以下「温水プール」という。）	四日市市昌栄町２１番９号
（略）	

改正前

別表第１（第２条関係）

名称	位置
（略）	
四日市市温水プール（以下「温水プール」という。）	四日市市昌栄町２１番２１号
（略）	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（シティプロモーション部スポーツ課）